

## 「やまなし自然サウナととのいプロジェクト」パートナー募集要項

山梨県は、山梨県の上質な自然とこよなく調和する「アウトドアサウナ」を、コロナ収束後における強力な誘客コンテンツとなるよう磨き上げと情報発信を行い、新たな観光資源として定着させること（山梨県をアウトドアの聖地とすること＝聖地化）を目指す、「やまなし自然サウナととのいプロジェクト」（以下「自然サウナプロジェクト」という。）を実施します。

この度、この「自然サウナプロジェクト」を県と協働して推進していただくパートナーを次のとおり募集します。

山梨県観光文化部 観光振興課長 三井 博志

令和3年6月25日

### 1 活動内容

パートナーは次の活動を行う。

- (1) アウトドアサウナ活動の活性化
  - ・聖地化に向けて今まで以上に各自のアウトドアサウナ事業への注力をお願いします。
- (2) 自然サウナワーキングへの参加（参加は自由です）
  - ・アウトドアサウナについて、意見交換・情報交換・事業連携等（事業やイベント事例の発表等）を行うワーキングを行います。
- (3) アウトドアサウナの聖地化に向けたPRの協力
  - ・各自のオウンドメディア（HPやSNS等）を用い、自然サウナプロジェクトや独自のイベントを積極的にPRをお願いします。
- (4) その他聖地化に向けて必要な事項への協力
  - ※ 活動に要する経費は自己負担となります。

### 2 参加要件

パートナーは自然サウナプロジェクトの内容に共感いただき、上記の活動内容にご協力いただける次の団体等とする。

- (1) 県内市町村
  - 「アウトドアサウナ」関連事業を実施する予定がある市町村
- (2) 民間企業・団体等
  - ① 現在「アウトドアサウナ」関連事業を山梨県内で実施している企業・団体等（事例等は公表させていただきます。）
    - 例 宿泊者等がアウトドアサウナを利用できる宿泊事業者
    - アウトドアサウナをレンタルしているキャンプ場 等
  - ② アウトドア用サウナを販売している事業者
  - ③ 自然サウナプロジェクトを積極的に発信していただけるマスメディア

- 上記①～③のいずれかに該当し、かつ次のア～ウに当てはまる者
- ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
  - ウ 国税、県税等の税の滞納がないこと。

### 3 参加申込

#### (1) 提出書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各 1 部提出ください。

ア 参加申込書（会社概要等がわかるパンフレット類が等を添付ください。）

イ 誓約書

※ 県の HP 上で申込書類はダウンロードできます。

URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/outdoorsaunaproject.html>

#### (2) 提出先

山梨県観光振興課 観光プロモーション担当 齊藤・加藤

・所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目 6 - 1 山梨県庁別館 2 階

・電 話 055-223-1557（直通）、055-237-1111（代表） 内線 4204

・メールアドレス: [kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)

#### (3) 提出方法

持参、郵便若しくは電子メールで提出してください。パートナーの決定については速やかにメールにて連絡いたします。

#### (4) 申込期間

月曜日から金曜日（祝日等の休庁日を除く）8:30～17:15

※ パートナーは随時募集しています。